



JCM

二国間クレジット制度 THE JOINT CREDITING MECHANISM

2026

二国間クレジット制度 (Joint Crediting Mechanism : JCM)

二国間クレジット制度 (JCM) は、パートナー国における温室効果ガス (Greenhouse Gas: GHG) の排出削減に日本が貢献し、実現された削減・吸収量の一部をクレジットとして日本が獲得する仕組みです。

JCMには以下のような目的があります。

環境

- 世界全体でのGHG排出削減に貢献する。
- パートナー国及び我が国のNDC達成に寄与する。

経済

- パートナー国における、日本企業及びパートナー国企業の新たなビジネス・投資チャンスを後押しする。
- 日本の排出量取引制度 (GX-ETS) における適格クレジットを供給する。

国際協力

- 日本と各パートナー国の二国間の協力関係を強化する。
- パリ協定第6条の市場メカニズムの制度設計、実施に貢献する。

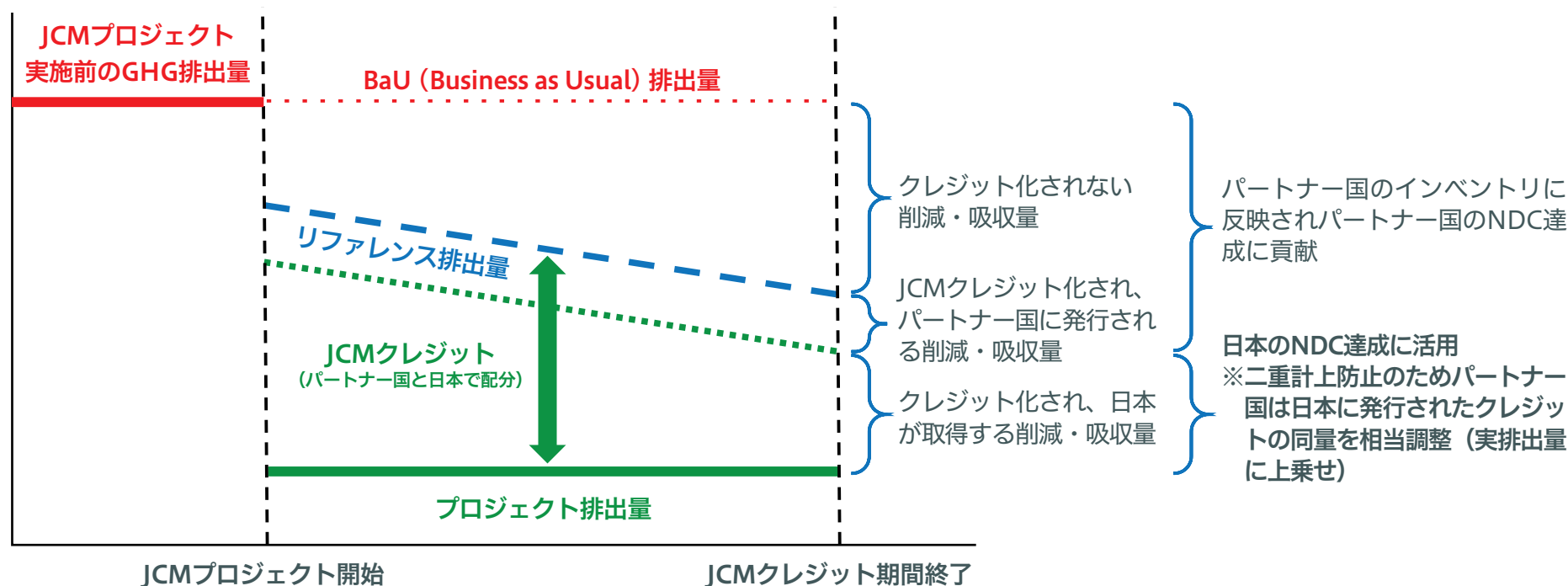
地球温暖化対策計画におけるJCMの位置づけ (令和7年2月閣議決定)

グローバルサウス諸国等への脱炭素技術、製品、システム、サービス、インフラ等の普及や対策実施を通じ、実現した温室効果ガス排出削減・吸収への我が国の貢献を定量的に評価するとともに、我が国のNDCの達成に活用するため、JCMを構築・実施していく。このような取組を通じ、官民連携で2030年度までの累積で、1億t-CO₂程度、2040年度までの累積で、2億t-CO₂程度の国際的な排出削減・吸収量の確保を目標とする。

表紙画像 左上：地熱発電 (フィリピン) みずほ東芝リース、左下：バイオマス発電 (ベトナム) イーレックス、中央：風力発電 (ベトナム) 自然電力、右：ORC 廃熱回収発電 (タイ) AGC

JCM における排出削減・吸収量の考え方とクレジットについて

JCMプロジェクトによる全体の排出削減・吸収量の効果はBaU（Business as Usual）排出量とプロジェクト排出量の差分です。そのうち、JCMクレジットとして発行されるものは、BaU排出量を必ず下回るよう設定したリファレンス排出量とプロジェクト排出量の差分です。各国政府とプロジェクト参加者への排出削減・吸収量の配分は、両国で構成される合同委員会において各主体の貢献を考慮にいれつつ協議し決定されます。貢献には、資金貢献に加え、技術供与や運営面での貢献も加味される可能性があります。



Business as Usual(BaU) 排出量	JCM プロジェクトが実施されなかった場合を仮定して推測したGHG 排出量。
リファレンス排出量	クレジット発行量を計算するために、BaU排出量を下回るよう設定するライン。日本に発行されたクレジット量をパートナー国が相当調整（実排出量に上乘せ）した後も、同国のNDC目標の達成に貢献するよう設定する。
プロジェクト排出量	JCMプロジェクトから排出される実排出量。リファレンス排出量とプロジェクト排出量の差がクレジットとして発行される。

JCM 適用基準

「JCM適用基準」とは、日本として、JCM事業として目指すことが適切かどうかを判断するための基準です。本基準は、2025年12月に、環境省、経済産業省、農林水産省および日本政府指定JCM実施機構（JCMS）によって策定されました。

JCM適用基準 概要

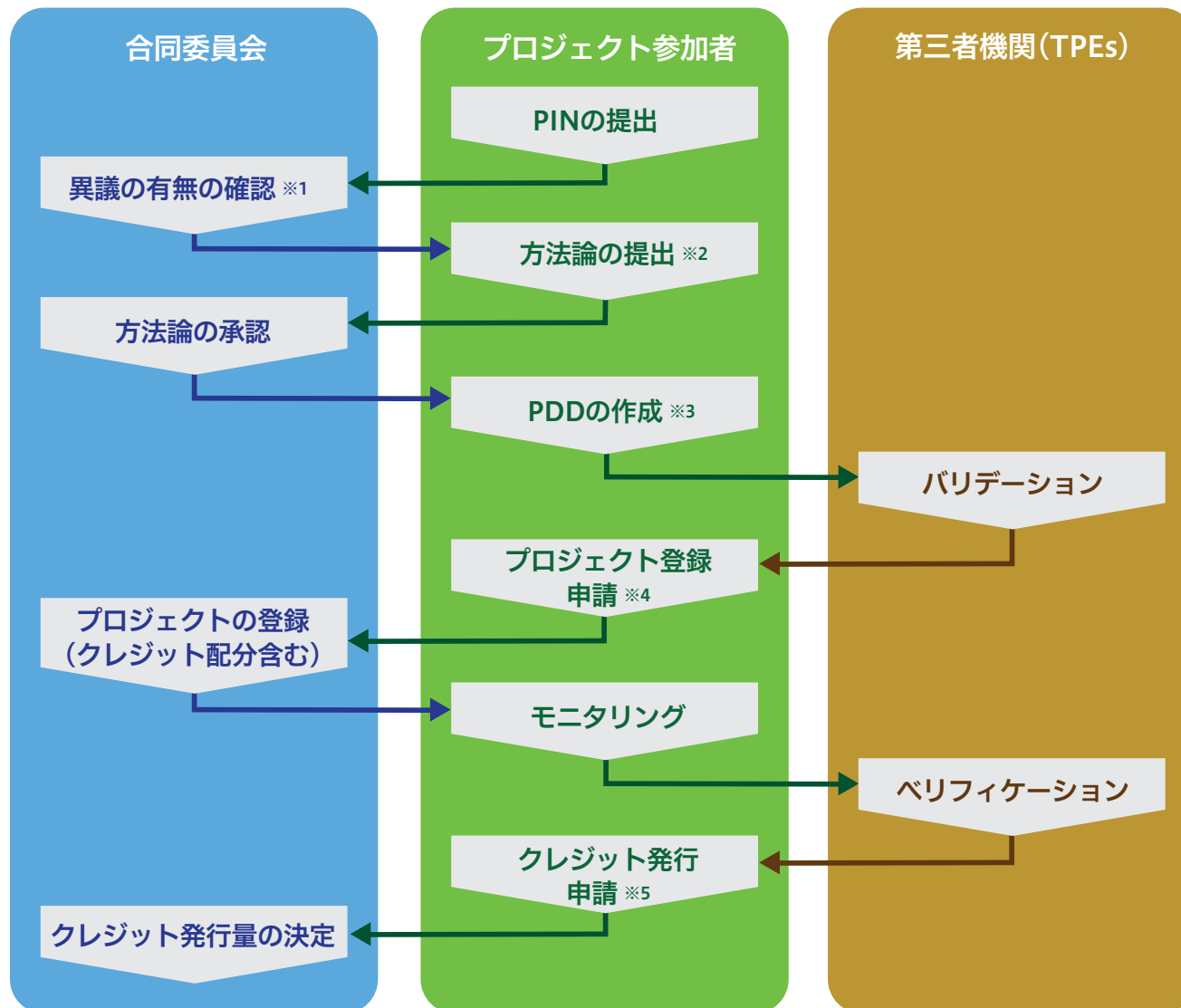
全文はJCMSウェブサイトの「二国間クレジット（JCM）適用基準」をご確認ください。
https://gec.jp/jcm/agency/JCM_application_criteria_ja.pdf



1. 当該事業が JCM を活用する付加価値を有し、クレジットによるインセンティブがなければ事業の実施が困難であること等について代表事業者等から説明がなされること。その上で、国際的に説明可能かなどを考慮して、JCMの適用可否を総合的に判断する。
2. 原則として、排出削減・吸収に係る設備の調達または建設開始前に、事業概要（PIN）を日本政府を通じて相手国政府へ提出していること。ただし、設備調達を伴わない事業（森林・農業・土地利用分野等）はこの限りではない。
3. 森林分野に関しては、パートナー国との間で森林分野のJCMガイドラインが承認される以前に開始された森林分野の活動であっても、ガイドラインで定めた規定を満たしていればJCMの適用対象となる場合がある。
4. PINにおいて、排出削減・吸収に対する日本企業又は日本政府の役割が明確に説明されていること、及び日本の資金貢献が定量化されていること。

なお、ある提案事業が JCM として認められるためにはパートナー国政府との一致が必要であり、上記で示した基準を満たせばすべての事業が JCM として認められることを保証するものではない。

JCM のプロジェクトサイクル



※1 「異議の有無の確認」については、一部パートナー国とは調整中です。各パートナー国政府と採択したJCM規則・ガイドライン類の最新情報については、JCMウェブサイトの各パートナー国のページにてご確認ください。

※2 原則としてプロジェクト参加者が開発します。

※3 PDD (Project Design Document) : 排出削減量のモニタリング方法・推定排出削減量等を含めたプロジェクト設計書。プロジェクト登録に必要となります。

※4 SD (Sustainable development) に関する実施計画書の提出が必要です。

※5 SD に関する実施報告書の提出が必要です。

JCM 事業概要書 (PIN : Project Idea Note)

PIN様式および記入指針

PINは、当該事業における事業概要を記載した書類で、JCMプロジェクトの準備段階において作成されます。事業内容、想定されるGHG削減・吸収効果、日本企業または日本政府の関与や資金・技術面での貢献、ならびにJCMを活用する付加価値(適用基準第1項参照)について簡潔に整理する必要があります。

提出方法

PINの合同委員会への提出が必要です。資金支援事業の場合は応募時に、民間JCMの場合はJCMAにご提出ください。日本政府関係省庁とも相談して内容を確認し、必要な修正を加えていただいたうえで、パートナー国に送付します。

原則として、排出削減・吸収に係る設備の調達または建設開始前に提出し、当該事業におけるパートナー国の異議の有無について確認することが求められます。

PINの提出及び異議なしの取得がJCMとして認められることを保証するものではありませんが、JCMとして認められるためには、まずPINの異議なしの取得が必要です。

<Rules and Guidelines からの抜粋>

The project participants prepare a PIN and submit it to the Joint Committee. Those planned projects described in the PINs to which the Joint Committee decides not to object may proceed to the request for registration of the project.

JCM_F_PIN_ver06.0

Project Idea Note for JCM Project
(Title of the project)
(Should be self-explanatory and clearly indicate the activity leading to GHG emissions reductions / removals)

Date of Submission: dd/mm/yyyy
Partner country: _____
PIN reference number*: _____
*(*For the secretariat use only)*

The information described in this document may change as the project develops.

1. Description of the project, including how the project reduces/removes GHG emissions

**Please also explain the implementation structure, such as financial structure, money flow of the project, as far as possible.*

2. Reasons and rationale for implementing the project under the JCM

**Please explain why the project participants propose to implement the project under the JCM, instead of a purely commercial project. Please also describe how the proposed project provides any benefits to the partner country, given that the partner country should apply corresponding adjustments for JCM credits acquired by Japan. Please also explain how the project aligns with an eligible/positive list or relevant guidance in the partner country, if applicable.*

3. Location of the project

4. Expected Schedule of the project

Expected starting date of operation	dd/mm/20yy
Expected schedule up to the starting date of operation.	

5. Type and duration of crediting period

Fixed period of 10 years
 Renewable period of five (5) years, which may be renewed twice at the maximum
 Other (please specify: _____)

6. Expected scale of investment and financial sources

Total investment cost	In national currency: In Japanese Yen:
Contribution by Japanese private finance	In national currency: In Japanese Yen: *
Contribution by the Government of Japan for the JCM	In national currency: In Japanese Yen: **
Contribution from the existing schemes and programmes of Partner Countries	In national currency: In Japanese Yen: **

** Please explain how the project will be financed and what financial contribution or economic incentive will make the project viable, in case there is no financial support from the Government of Japan for the JCM.
** Please explain what kind of financial support is expected, in case there is financial support from the Government of Japan for the JCM or from the existing schemes and programmes of the Government of partner country.*

1

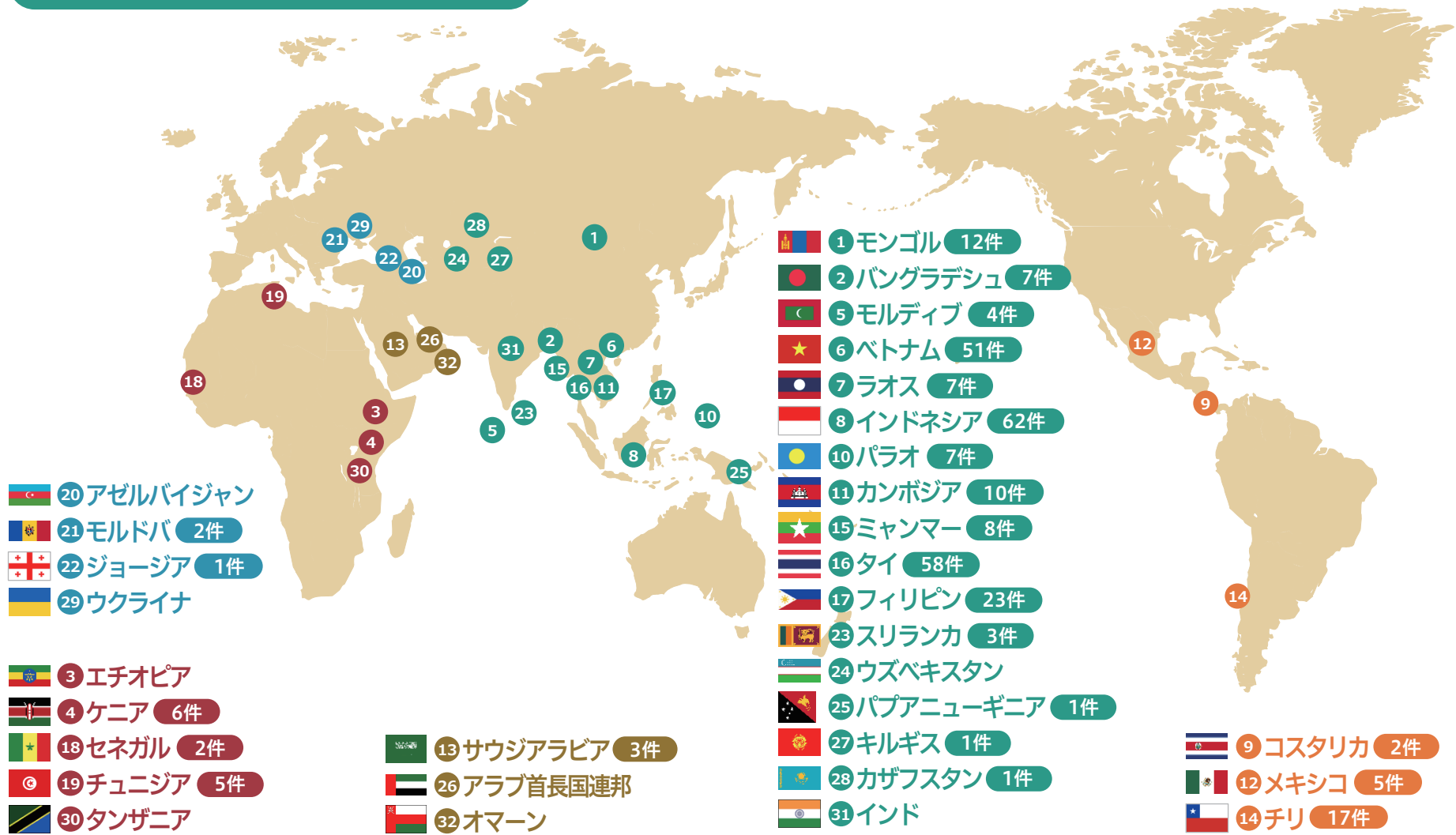
JCM パートナー国一覧及び案件数

2026年4月16日時点



JCMプロジェクト (候補含む) : 298件

パートナー国一覧



※国名の前の番号は署名順
 ※案件数は環境省・経済産業省支援事業及び民間JCM案件を加えた総数

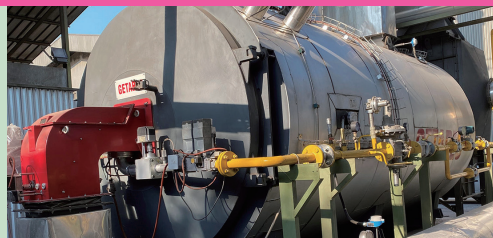
JCM 技術分野別案件例

技術分野別案件例

省エネルギー



ボイラー・冷凍機・太陽光発電 (タイ) 関西電力



熱媒ヒーター (インドネシア) フマキラー



チラー・調光型 LED (ベトナム) 東急



貫流ボイラー (インドネシア) DIC

省エネルギー



アルミ鑄造高効率システム (タイ) 大紀アルミニウム工業所



フラッシュ地熱発電 (フィリピン) みずほ東芝リース



バイオマス発電 (ベトナム) イーレックス

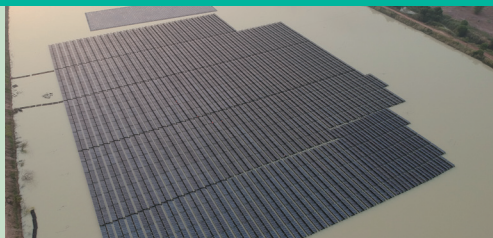


陸上風力発電 (ベトナム) 自然電力

再生可能エネルギー



小水力発電 (インドネシア) WWS-JAPAN



水上太陽光発電 (タイ) TSB グリーンネックス



ORC 廃熱回収発電 (タイ) AGC



ガスコジェネレーション・冷凍機 (タイ) 関西電力

廃棄物



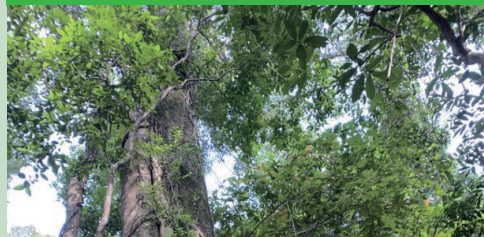
廃棄物発電 (ベトナム) JFE エンジニアリング

交通



公共バス CNG 混燃設備 (インドネシア) 北酸

森林



REDD+(森林保全) (カンボジア) 三井物産

間断灌漑 (AWD)



間断灌漑 (AWD)

JCM 活用事例

活用事例

1

●再生可能エネルギー



クアンチ省における 40MW 陸上風力発電プロジェクト

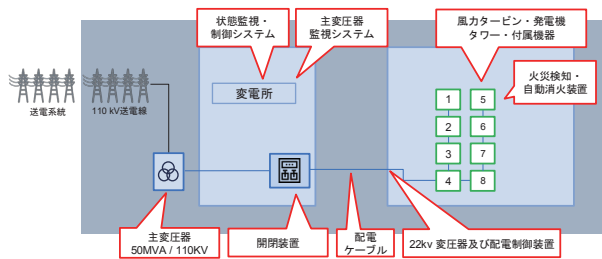
パートナー国/区分 ベトナム/設備補助

代表事業者 自然電力株式会社

共同事業者 Hai Anh Quang Tri Wind Power JSC

合計 40MW の陸上風力発電システムを導入する。発電した電力はベトナム電力公社に売電し、グリッドが供給する電源の一部を再生可能エネルギーに代替することで、GHG 排出量を削減する。

対策を講じなかった場合 (BaU) と比較して、本プロジェクトを通じた二国間協力により、2030年までに条件付き GHG の削減目標 (Conditional NDC) の達成に貢献する。



活用事例

2

●再生可能エネルギー



パトゥハ2号 55MW 地熱発電プロジェクト

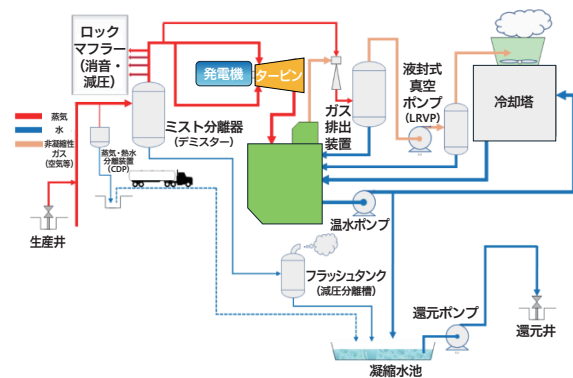
パートナー国/区分 インドネシア/JFJCM*

プロジェクト実施者 PT Geo Dipa Energi

JFJCM の活用により西ジャワ州パトゥハに 2 号目の地熱発電所建設を行い、先進的低炭素技術を導入し、発電効率の向上及び性能劣化抑制を目指す。先進的低炭素技術として、IoT や AI を活用した異常予知診断、高効率蒸気タービン、冷却塔ファン用ダイレクトドライブモーター、ハイブリッド式冷却塔充填を採用する。あわせて、光ファイバーを用いた冷却塔内部の温度分布モニタリングを実施する。

※写真は建設中のサイト。

※JFJCM: JCM 日本基金。日本政府環境省の拠出によりアジア開発銀行に設立された信託基金。P.15 参照。



活用事例

3

●再生可能エネルギー



工業廃水処理用ため池を利用した 5MW 水上太陽光発電システムの導入

パートナー国/区分 タイ/設備補助

代表事業者 TSB グリーンネックス株式会社

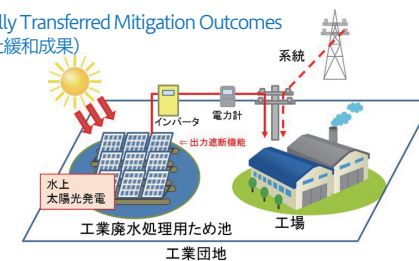
共同事業者 TSB Bangkok Co., Ltd.

工業廃水処理用ため池上に 5MW の水上太陽光発電システムを建設し、工業団地に電力供給を行う。水上は陸上に比べ温度が低く発電効率の向上が見込める。また、本システムは出力遮断機能を有し、水没等による感電リスクに対応する。工業廃水処理用ため池で発電し隣接する工業団地で消費するため、電力グリッドが整備されていない地域でも適用可能であり、また未利用空間を有効に活用することができる。

初めての ITMOs*発行

本事業を通して日本政府は2025年11月、パリ協定第6条に沿った国際的なGHGクレジット「ITMOs」を初めてJCM制度で発行した。これは日本とパートナー国が協力して実現した重要な成果であり、国際的な気候変動対策の前進を示している。

※ITMOs: Internationally Transferred Mitigation Outcomes (国際的に移転された緩和成果)



活用事例

JCM 活用事例

活用事例

活用事例

4

●省エネルギー

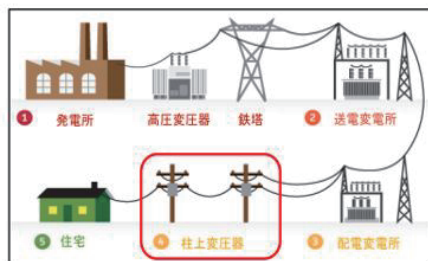


配電網へのアモルファス 高効率変圧器の導入 II

パートナー国/区分	ラオス/設備補助
代表事業者	裕幸計装株式会社
共同事業者	Electricite Du Laos

ラオス国内で一般的に使用されているケイ素鋼変圧器に替えて、高効率なアモルファス変圧器を449台導入することにより、配電に係る電力ロスを低減し、発電由来のGHG排出量を削減する。

アモルファス変圧器の鉄芯に用いられるアモルファス合金は、変圧器の無負荷損失（鉄芯の磁化または通電に起因する電力損失）を低減でき、従来のケイ素鋼変圧器の鉄芯と比べ配電効率が向上する。



上記「④柱上変圧器」に本技術を導入



アモルファス
高効率変圧器

活用事例

5

●エネルギーの有効利用

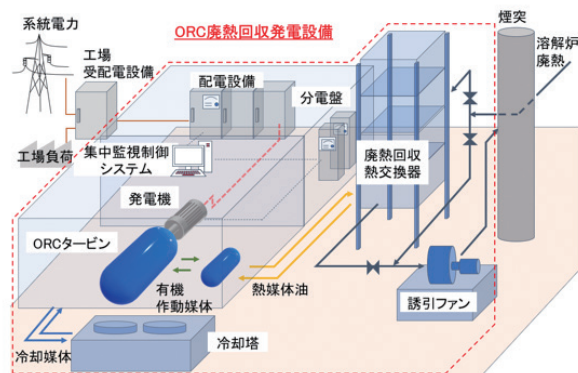


板ガラス製造工場へのORC廃熱回収 発電設備の導入

パートナー国/区分	タイ/設備補助
代表事業者	AGC 株式会社
共同事業者	AGC Flat Glass (Thailand) Plc.

サムットプラカーン県に所在する板ガラス製造工場に 1.8MWクラスの ORC * 廃熱回収発電設備を導入し、発電した電力の全量を自家消費する。グリッドからの電力消費量の一部を代替することで、GHG 排出量を削減する。タイにおける省エネルギーおよび CO2 排出量削減の政策実現に貢献する。

* ORC：有機ランキンサイクル



活用事例

6

●廃棄物



バクニン省における廃棄物発電

パートナー国/区分	ベトナム/設備補助
代表事業者	JFE エンジニアリング株式会社
共同事業者	T&J Green Energy Company Limited

大型廃棄物発電施設を導入することで、同地域内で発生し埋立処理されていた 230t/日の一般廃棄物を焼却処理し、それによる発電を行う。加えて、従来焼却されていた120t/日の一般廃棄物および150t/日の産業廃棄物の焼却発電を行う。ベトナム国における廃棄物の適正処理、および化石燃料を使用しない発電による電力供給の実現に加え、埋立処分場におけるメタン発生抑制とグリッド電力代替によるGHGの削減を図る。



本プロジェクトで導入する
廃棄物発電の焼却炉（火格子）

- ・スタンダードケッセル
バウムガルテ社製（ドイツ）
- ・500t/日処理
（一般廃棄物350t/日
産業廃棄物150t/日を処理）

日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA) 概要

(2026年4月時点)

- 改正地球温暖化対策推進法に基づき、JCMのプロジェクト登録からクレジット発行までの制度運営やパートナー国との調整等の事務を担う**日本政府指定実施機関として、(公財)地球環境センター(GEC)が指定された。**
- 指定実施機関は、プロジェクト登録からクレジット発行までのJCMの制度運営やパートナー国との調整等に関する法令上の主務大臣の事務を担うとともに、効率的なプロジェクト実施のための取組を行う。
- JCMAが法律に基づき政府同等の権限を持つことにより、多数の国と同時に調整が可能となるとともに、クレジット発行までの事務をワンストップ化することで、JCM制度活用の効率化・迅速化を図る。

■名称：日本政府指定JCM実施機構

The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency, designated by the Government of Japan

※通称は「JCM Agency (JCMA)」

■運営：(公財)地球環境センター(東京都文京区本郷3-22-5 住友不動産本郷ビル7階)

■役員：統括責任者 木村祐二、事務局長 水野勇史

■体制：制度運営グループ、プロジェクト推進グループ、理解参画促進チーム、ITチーム、総務グループ 約50名

■主務大臣：環境大臣・経済産業大臣・農林水産大臣

■主な活動内容：

- (1) JCMの制度運営(パートナー国との調整含む)
- (2) 国際協力排出削減量口座簿(JCM登録簿)の運営
- (3) JCMプロジェクトの手続支援及び管理プラットフォームの運営
- (4) 情報発信ウェブサイトの管理
- (5) 案件組成のための相談対応及び広報活動

JCMに関する各種サポート 1

JCMウェブサイト（2026年4月開設、コンテンツは順次掲載予定）

JCMに関する各種情報を統合した新JCMウェブサイトを立ち上げました。今後順次コンテンツを充実させていく予定です。案件形成や各種申請、登録の検討などにご活用ください。 <https://www.jcm.go.jp/jp-top/>



1. JCM合同委員会に関する情報

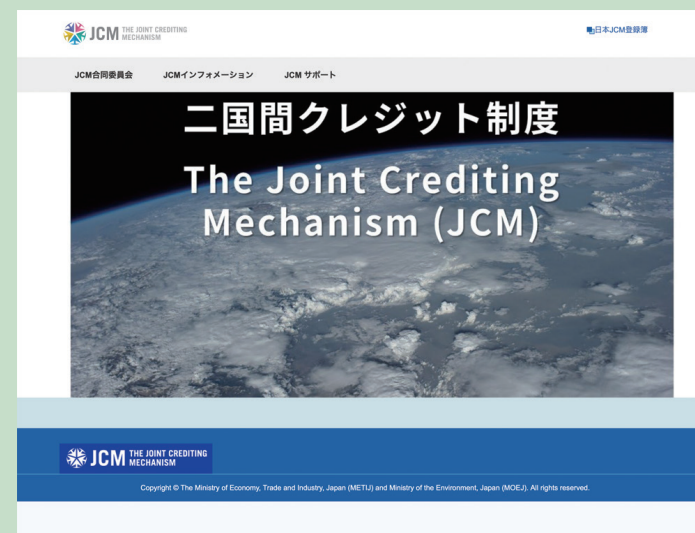
- 各JCMパートナー国に関する公式情報
 - ✓ 合同委員会メンバー、ルール&ガイドライン、第三者機関
 - ✓ 承認済み方法論
 - ✓ プロジェクト：登録申請・登録・クレジット発行

2. JCM支援事業に関する情報

- 日本政府が提供するJCMに関する支援事業の情報
 - ✓ 環境省による支援：設備補助事業、JFJCM、JEJCM、UNIDO-JCM など
 - ✓ 経済産業省による支援：実現可能性調査、NEDO実証事業 など
 - ✓ 農林水産省による支援：農業分野ADB拠出金、農業分野海外展開支援

3. JCMインフォメーション

- JCM概要
- JCMパートナー国情報
- JCM案件情報データベース
- JCM関連ニュース など



JCM/炭素市場ニュースレター

JCMおよび炭素市場に関する情報をメールで配信しています。

- 内容：政府機関・関係機関からの発表、イベント情報、トピックス など
- 登録：右のリンクからご登録ください。 https://a04.hm-f.jp/index.php?action=R1&a=693&g=1&f=1&fa_code=0ca9e80a402af19cfc9a53a6e836ce02



JCM に関する各種サポート 2

個別相談

GEC/JCMAでは、JCM事業の案件形成や各種申請などに関する相談を受け付けています。具体的なポイントを分かりやすくアドバイスしますので、お気軽にお問い合わせください。

● JCMに関する事前相談（民間JCMなど） jcma-contact@gec.jp

● JCM設備補助事業に関する応募相談 jcm-info@gec.jp

初めてJCM設備補助事業につき相談される方は以下のリンクからご登録の上、案件情報をご記入下さい。

<https://jcm-mrv.my.site.com/jp/s/BusinessRegistrationForm>



JCM Global Match

JCM Global Matchは、JCMの国際コンソーシアムのパートナー探しに特化した、無料のビジネスマッチングサイトです。JCM設備補助事業のみならず、JFJCM、JEJCM、UNIDO-JCM、民間JCMへの応募・申請を検討されている方にもご活用いただけます。日本の代表事業者、JCMパートナー国の共同事業者、JCM事業に詳しいコンサルタント、資金提供する金融機関等が、相互に相手を探すことができるウェブサイトです。

● JCM Global Matchに関する問い合わせ jcm-gm@gec.jp <https://jcm-gm.my.site.com/JCMGlobalMatch/s/?language=ja>



環境インフラ海外展開プラットフォーム（JPRSI）

環境インフラの海外展開に取り組む我が国の民間企業等の海外展開を総合的に後押しするため、2020年9月に環境省が設立した官民連携プラットフォームです。

JPRSIでできること

海外現地情報へアクセスする

- ✓ 会員限定セミナーの開催
- ✓ 会員限定メールマガジンの受信
- ✓ ウェブページによる情報収集

自社情報を国内外へ発信する

- ✓ 自社技術を会員技術リスト内で発信
- ✓ オンラインパビリオンでの情報発信
- ✓ オンラインパビリオンを活用した、環境省主催/COP等国際イベントにおける企業展示

案件形成に向けた支援を受ける

- ✓ 環境ビジネス調整担当官と連携した現地情報へのアクセス、現地パートナーとのマッチング
- ✓ 現地商工会議所、国際機関等とのマッチング
- ✓ ビジネスマッチングイベントへの参加
- ✓ 会員向け相談窓口の利用

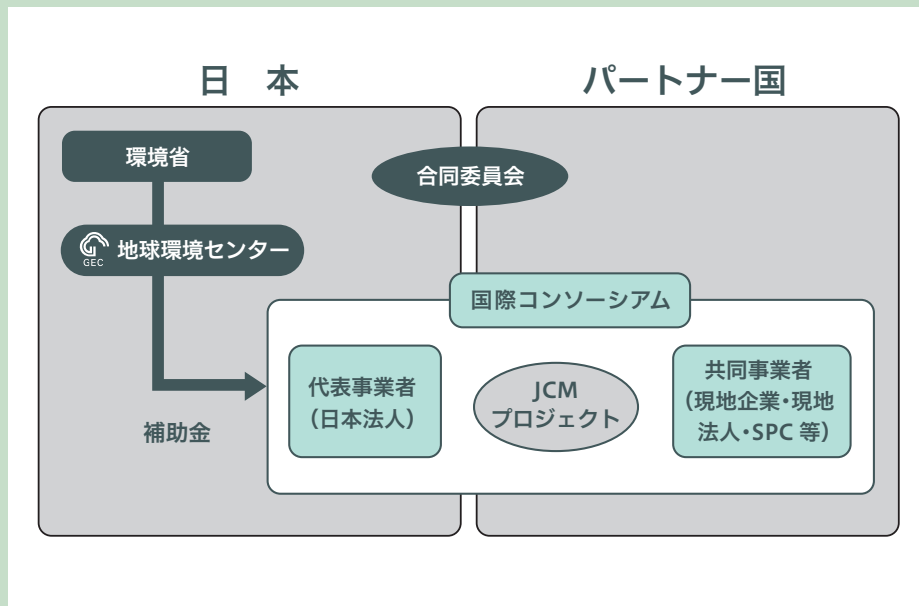
＼企業会員・個人会員募集中！／

入会無料 お申込みはこちら！



JPRSI HP: <https://jprsi.go.jp/ja>
運営事務局（R7年度）：
一般社団法人海外環境協力センター
☎03-6811-2501 ✉info-jprsi@oecc.or.jp

JCM 設備補助事業



2026 年度 設備補助事業 公募要領の概要 ①

目的

グローバルサウス等のパートナー国において優れた脱炭素技術等を活用してGHGの排出削減事業を行うとともに、JCM によるクレジットの獲得と我が国の削減目標達成への活用を目指す。

補助対象事業

JCM に関する二国間文書に署名している国 (パートナー国) 又は署名が見込まれる途上国等において、優れた脱炭素技術等を活用したエネルギー起源 CO2 排出削減を含む GHG 排出削減を行うとともに、実現した GHG 排出削減量を JCM に基づくクレジットとして獲得することで、我が国の NDC の達成に資する事業。

補助事業者の要件・責務

日本法人であり国際コンソーシアム (パートナー国法人等と構成) の代表事業者として適切に事業を管理、遂行できること。GHG 排出削減効果の測定・報告・検証 (MRV) を行い、クレジットの発行を目指すこと。

補助事業の実施期間

交付決定日以降に補助事業を開始し 5 年以内に事業を完了させること。

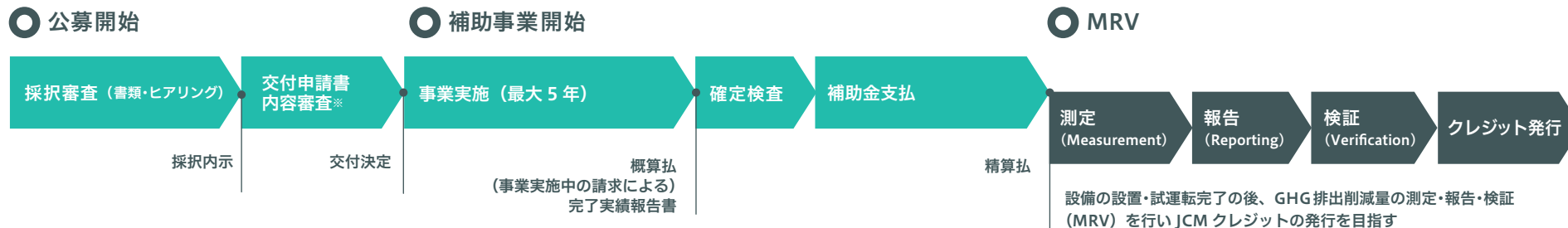
予算

2026 年度から 5 年間で約 105 億円。

1件当たりの補助金の交付額

20億円以下を目安。

JCM 設備補助事業のフロー



※ 採択後 60 日以内に交付決定できるよう、交付申請書は採択後 30 日以内に提出のこと。

2026年度 設備補助事業 公募要領の概要②

補助率の上限

パートナー国において過去に採択された「類似技術」の件数に応じて設定。

「類似技術」 件数	0件	1件以上 3件以下	4件以上 7件以下	8件以上 9件以下	10件以上
補助率の上限	50%	40%	30%	20%	採択しない

※1 太陽光発電単独事業の補助率は20%を上限とします。

補助対象経費

エネルギー起源 CO2 排出削減に直接寄与する設備の整備に係る設備費、本工事費等の経費。

MRV 期間

補助事業者は設備が稼働してからクレジット対象期間（10年固定）もしくは法定耐用年数のいずれか短い方の期間満了までの期間について MRV（測定・報告・検証）を実施していただきます。

太陽光発電単独事業

各国における採択件数を3件までとします。年度途中で採択件数が3件に達した時点から提案書の受付はできません。設備補助事業により整備された太陽光発電設備の使用終了時に太陽電池の適切な処理方法としてリユース・リサイクルの実施に努めるように計画してください。

GHG 排出削減量

リファレンスからの GHG 排出削減量が CO2 換算で1万トン/年以上であること。

GHG 排出削減総量に係る補助金額の費用対効果

費用対効果とは GHG 排出量を CO2 換算で1トン削減するために必要な補助金額です。

$$\text{GHG 削減費用対効果 (円 / tCO}_2\text{eq)} = \frac{\text{補助金額 (円)} \times 100}{\text{GHG 排出削減総量 (tCO}_2\text{eq)}} \times 100$$

$$\text{補助金額 (円)} = \text{補助対象経費 (円)} \times \text{補助率 (\%)} \times 100$$

$$\text{GHG 排出削減総量 (tCO}_2\text{eq)} = \text{GHG 年間排出削減量 (tCO}_2\text{eq/年)} \times \text{モニタリング期間 (年)}$$

費用対効果は4千円/t CO2eq 以下とします。

- ただし、同一パートナー国における類似技術の活用が5件以上の場合は3千円/t CO2eq 以下とします。※4
- 原則として小水力発電は1千円/tCO2eq 以下とします。

※4 各国の類似技術の件数については公募要領別添2「類似技術の分類 各パートナー国における採択実績」をご参照ください。

採択審査基準（一部抜粋）

事業の対象国：現パートナー国の事業の提案を優先する。相手国の国内制度や採択時点の当該国の情勢を踏まえ、採択を留保等する場合がある。パートナー国以外についても新規パートナー国に向けた二国間交渉と並行して採択を検討することを前提に提案を受け付ける。

人権対応：企業が自らの責任の下、最善の人権対応に取り組んでいるか、具体的な取組内容を審査において確認する。

補助事業者の2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けた取組：具体的な取組内容を審査において確認する。

技術別採択条件：太陽光発電、太陽光発電 + 蓄電池、蓄電池単独の技術別採択条件を満たしていることを審査において確認する。

アジア開発銀行（ADB）への拠出金 ～JCM日本基金（JFJCM）～

予算 累計168億円（2014年～）
※令和7年度当初予算2億円

概要 アジア開発銀行（ADB）のプロジェクトで、導入コスト高から採用が進んでいない優れた脱炭素技術／メタン等排出削減技術が採用されるように、ADBの信託基金に拠出した資金で、その追加コストを軽減する。

目的 ADBの開発支援における持続可能な脱炭素社会への移行を後押しするとともに、JCMクレジットの獲得を目指す。

特徴 ソブリン案件、ノンソブリン案件ともに実施可能。

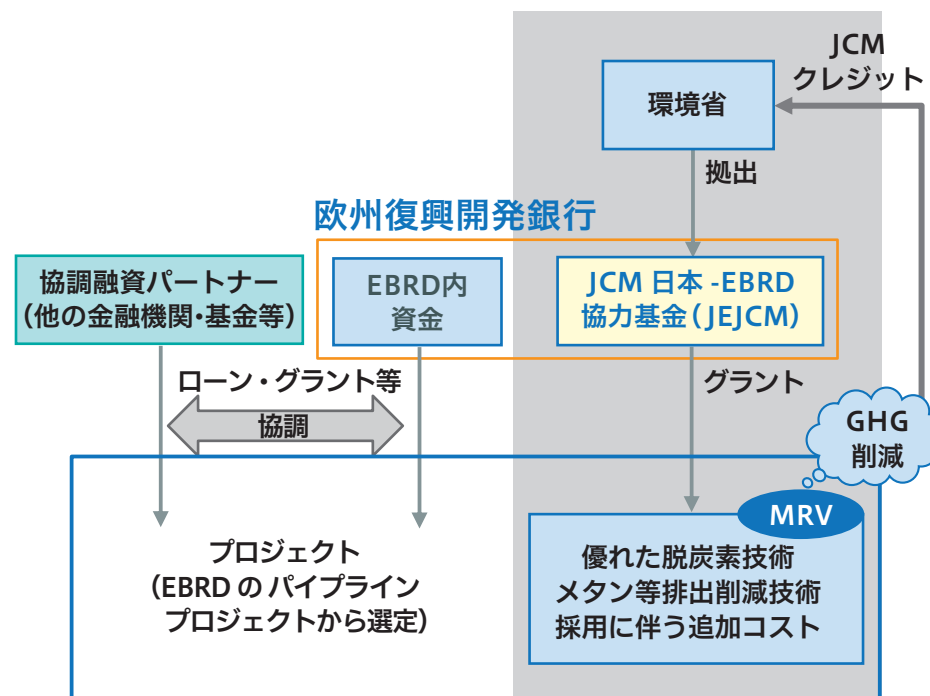
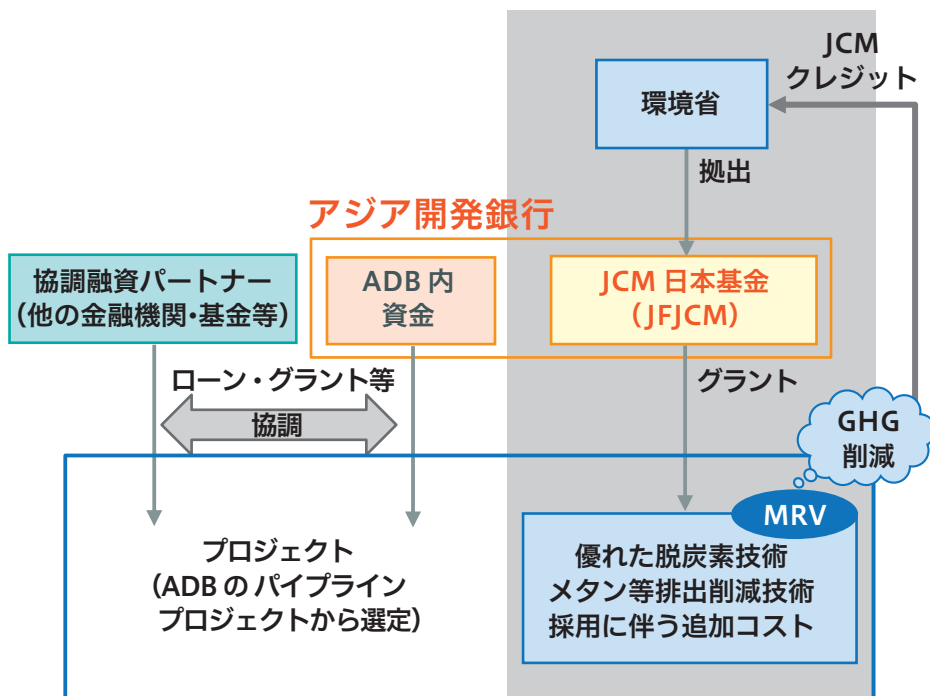
欧州復興開発銀行（EBRD）への拠出金 ～JCMにかかる日本－EBRD協力基金（JEJCM）～

予算 累計3億円（2026年2月～）
※令和7年度補正予算1.5億円

概要 欧州復興開発銀行（EBRD）のプロジェクトに対し、先進的な脱炭素技術／メタン等排出削減技術の導入を促進するために、EBRDへ拠出した資金であり、その追加コストへ適用する。

目的 持続可能な脱炭素社会への移行を後押しするとともに、JCMクレジットの獲得を目指す。

特徴 ソブリン案件、ノンソブリン案件ともに実施可能。



国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金 ～ UNIDO-JCM ～

予算

累計9億円（2021年～）
脱炭素技術：7億円、福岡方式（廃棄物処理によるメタン等削減）：2億円

概要

JCMプロジェクト数の少ないアフリカJCMパートナー国（エチオピア、ケニア、チュニジア、セネガル、タンザニア（2026年1月現在））を対象に、現地ネットワーク等を持つUNIDOを通じて案件早期形成を促進。

目的

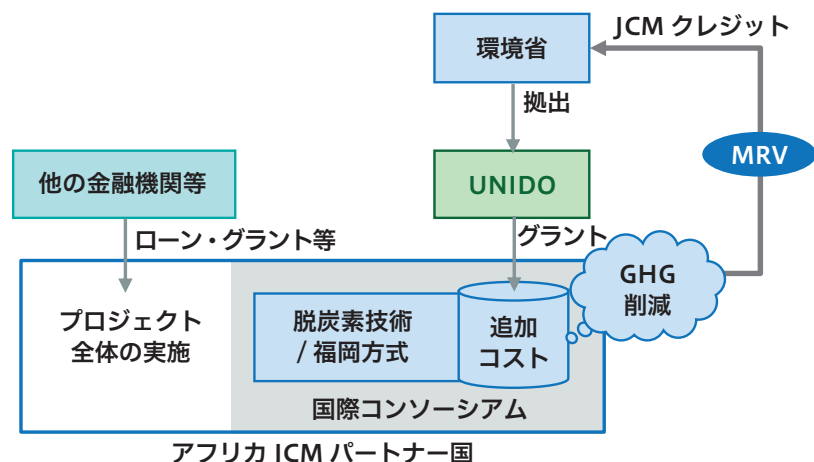
日本企業を含む国際コンソーシアムに対して、アフリカにおける脱炭素技術及び廃棄物処理に福岡方式を活用するJCMプロジェクトの実施に伴う追加コストをグラントを通じて軽減。

特徴

< 2025年度公募 >

対象プロジェクト	脱炭素技術導入技術 (再エネ・省エネ設備等)	廃棄物処分場への福岡方式 (準好気性埋め立構造)導入 によるメタン排出削減支援*
グラント額（1件あたり上限）	USD 1,500,000	USD 500,000
グラント額による対象経費補助率	最大 75%	最大 75%
GHG削減量モニタリング期間	最低 5年	最低 10年
費用対効果 (モニタリング期間を踏まえたCO2 削減量当たりグラント額)	USD 30/tCO2	USD 60/tCO2

* 完工後のJCMプロセスにおけるMRVは資金支援の対象外だが、環境省MRV支援事業による支援が可能



JFJCM・JEJCM・UNIDO-JCM 詳細情報・問い合わせ先

アジア開発銀行（ADB）への拠出金：JCM 日本基金（JFJCM）

① Japan Fund for the Joint Crediting Mechanism
<https://www.adb.org/what-we-do/funds/japan-fund-for-joint-crediting-mechanism>

② JFJCM紹介資料
<https://www.env.go.jp/content/000377673.pdf>

欧州復興開発銀行（EBRD）への拠出金：JCM にかかる日本－EBRD 協力基金（JEJCM）

③ JEJCM紹介資料
<https://www.env.go.jp/content/000377675.pdf>

国連工業開発機関（UNIDO）への拠出金：UNIDO-JCM

④ UNIDO-JCM紹介資料
<https://www.env.go.jp/content/000377676.pdf>

①



②



③



④



環境省 担当

地球環境局国際脱炭素移行推進・環境インフラ担当参事官室
代表：03-3581-3351 直通：03-5521-8248

経済産業省によるJCMプロジェクト支援

- 経済産業省では、パートナー国の脱炭素化に資する技術のうち、特に先進的な技術を技術実証としてサポートする。
- プロジェクト費用のうち日本側負担分は、原則として、日本政府（経済産業省 / NEDO）が100%を負担する。

対象技術の例：IoTによる省エネ、EMS、CCS/CCUS、再エネ、水素・アンモニア等

過去の経済産業省プロジェクトの例



石油精製プラントの運転
制御最適化（横河電機）



携帯電話基地局へのトライ
ブリッド技術導入（KDDI）

8カ国にて14件採択済み（2025年12月時点）

実現可能性調査（FS）（経済産業省）

目的

- ・ 実証事業の開始に向けた基礎検討（導入技術、対象サイト、事業関係者等）
- ・ GHG 排出削減量定量化のための JCM 方法論の基礎の作成
- ・ 相手国における導入技術の普及可能性の検討
- ・ 委託費用上限：1500万円 / 件

実施期間

1年間以内



二国間クレジット制度（JCM）等を活用した低炭素技術普及促進事業（NEDO* 実証事業）

目的

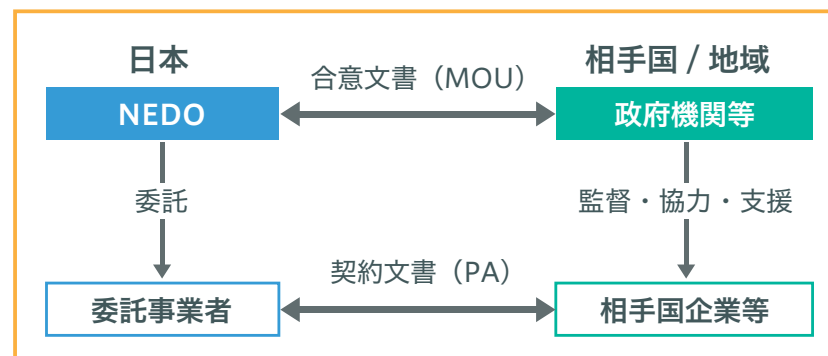
相手国において先進的な脱炭素技術の導入及び実証を行い、その有効性を検証する。

- 実証設備・システムの導入及び実証運転の実施
- GHG 排出削減効果の定量化
- JCMクレジット発行に向けたJCM手続き
- 2025年度事業予算：12億円



実施期間

実証前調査：原則1年以内
実証：原則3年以内
定量化フォローアップ事業：原則2年以内



*NEDO：国立研究開発法人新エネルギー・産業技術総合開発機構

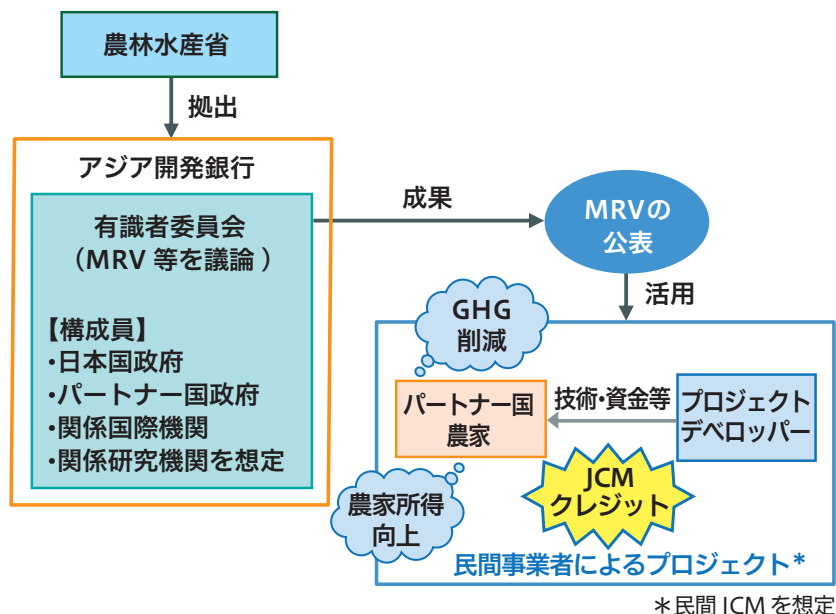
農林水産省によるJCMプロジェクト支援

- 農林水産省では、アジア開発銀行（ADB）への拠出や実現可能性調査等を通じ、農業分野のJCMプロジェクト化に向けた取組をサポートする。

農業分野におけるMRV構築のためのアジア開発銀行（ADB）拠出金

目的 JCMクレジットにより、農業分野におけるGHGの削減、途上国農家の所得向上、我が国の環境配慮型技術の普及を達成。

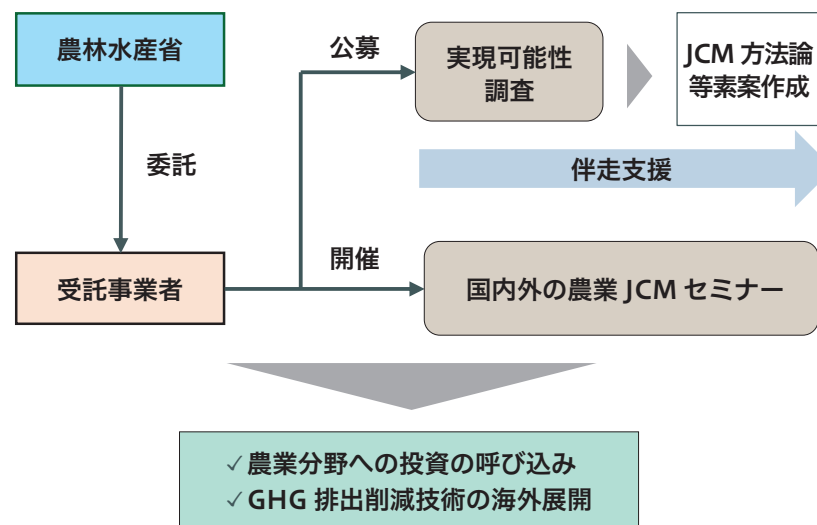
- 概要**
1. 農業分野におけるJCM活用推進に向け、ADBを事務局とし、日本国政府、パートナー国政府、関連国際機関等の専門家で構成される有識者委員会を開催。
 2. 水田から排出されるメタン削減に資する間断灌漑（AWD）について、事業性を担保しつつ、国際的に信頼されるMRVの検討を行う。



農業分野の脱炭素技術の海外展開支援対策委託事業

目的 農林水産分野GHG排出削減技術海外展開パッケージ（通称：ミドリインフィニティ）」に基づき、GHG排出削減技術の海外展開を推進し、農業分野の脱炭素投資の拡大を図る。

- 概要**
1. 実現可能性調査
 - ✓ 農業分野のGHG排出削減技術の海外でのJCM化に向けた実現可能性調査及びJCM方法論案等の作成。
 2. 農業JCMの普及啓発
 - ✓ 国内及び相手国の金融機関を含む幅広いプレイヤーが参画する農業JCMに向けた国内外におけるセミナーの開催。





JCM



日本政府指定 JCM 実施機構 (JCMA)
The Joint Crediting Mechanism Implementation Agency,
designated by the Government of Japan
URL: <https://www.jcm.go.jp/jp-top/>



公益財団法人地球環境センター
Global Environment Centre (GEC)
URL: <https://gec.jp/jcm/jp/>
X: https://x.com/GEC_JCM_Info

